



©宮城県・旭プロダクション



# セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報紙です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

## 飲酒運転は凶悪な犯罪です ～しない させない 許さない～

### 【事故概要】

忘年会で飲酒した後、会場近くに駐車していた車を運転して帰宅途中、電柱に衝突したもの。

### ドライバー語録

「すみません。謝って済むことではないですが…。」  
「私は、これからどうなるのでしょうか？」  
「逮捕されるんですか？ 私の名前が新聞に出てしまうんですか？ 免許は無くなってしまおうんですか？」  
「車はもうダメですね。電柱の弁償はどのくらいの金額がかかるのでしょうか？」  
「ちょっとだけなら大丈夫だと思ったのに…」



## 飲酒運転は絶対にダメ！二日酔いにも注意！

「飲酒運転は絶対にしてはいけない」ということは誰もが知っていることです。しかし、「飲酒運転で逮捕」というニュースは新聞やテレビで頻繁に報道されています。何故、飲酒運転はダメと分かっているながら運転するのでしょうか？  
飲酒運転で捕まった人の多くは、「事故さえ起こさなければ、バシないと思った。」、「短い距離だし、走り慣れた道なので事故なんか起こさないと考えた。」、「代行のお金が惜しくなって自分で運転した。」等という身勝手な理由で飲酒運転を行うケースが多いようです。  
飲酒運転を行うと、酒酔い運転の場合は35点、酒気帯び運転の場合は25点（または13点）の違反点数が加算されます。  
「セーフティ123通信」の読者の皆さんは、勿論「飲酒運転はしない」、「したことがない」という方々ばかりだと思いますが、飲み過ぎた翌日の「二日酔い運転」にも十分注意してください。



## 飲酒運転はさせない！許さない！

飲酒運転は凶悪な犯罪です。決して許される罪ではありません。飲酒運転をする理由に同情の余地はありません。ドライバーとして「**お酒を一滴でも飲んだら運転しない**」という強い意志を持ちましょう。  
また、飲酒運転するおそれのある人への「車両の提供」、「酒類の提供」や「飲酒運転車両への同乗」も、飲酒運転者と同様に罪に問われることもあります。  
万が一、知り合いなどが飲酒運転をしようとしている場合は、絶対にやめさせましょう。  
「飲酒運転は絶対に許さない」交通環境作りを目指して、皆さん一人一人が飲酒運転の根絶に努めましょう。

「冬道の安全運転1・2・3運動」

12月1日から2月28日まで

冬道の走行時は、積雪、凍結等による滑走事故に注意しましょう。

- 安全な速度 **1**割のスピードダウン
- 車間距離の保持 **2**倍の車間距離
- 早めの出発 **3**分早めの出発

あわせて、タイヤが滑る原因となる「急ブレーキ」「急ハンドル」「急加速」にも注意しましょう。

「年末の交通事故防止運動」

12月1日から12月31日まで

～ ゆっくり走ろう 師走の みやぎ ～

12月は、日没時間が年間を通じて最も早く、交通量の増加による渋滞や心理的な慌たしさ、飲酒機会の増加、積雪・凍結等による路面状態の悪化等、様々な要因が重なり合って、交通事故が最も多発する時期です。ゆとりを持った行動で交通事故を起こさない、遭わないようにしましょう。

「夕暮れ時の交通事故防止運動」

10月1日から1月31日まで

日没時間が早くなる時期です。事故が多発する夕暮れ時から夜間の時間帯は特に注意しましょう。  
夕暮れ時の事故防止「ラ・ラ・ラ運動」

- ライトオン (Light on) 早めのライト点灯
- ライトアップ (Light up) 目立つ装備・服装
- ライトケアフル (Right careful) 右側注意

交通事故に遭われた方々へ

交通事故に関する無料相談を毎日行っております。(土日・祝日を除く)。ご家族や知人などで、交通事故のことでお困りの方などにもご紹介ください。**※令和4年4月から窓口の一部変更があります。**

| 交通事故相談受付時間                              | 月～金8:30～16:45 (土・日・祝日、年末年始はお休みします。)          |                         |
|---|--|-------------------------|
| 相談窓口                                    | ※弁護士法律相談 下記日程の14:00～16:00 (下記の窓口で事前予約が必要です。) |                         |
| 窓口                                      | 電話 (問い合わせ先)                                  | 弁護士法律相談日程               |
| 県庁交通事故相談室                               | 022-211-2432、2433                            | 毎月第2・第4金曜日              |
| 大河原地方振興事務所<br>県民サービスセンター                | 0224-53-3111 内線241                           | 4月・7月・10月・1月の<br>第3金曜日  |
| 北部地方振興事務所県民サービスセンター<br>(※リモート相談のみ、要予約)  | 0229-91-0701 内線216                           | 毎月第2・第4金曜日の<br>リモート相談のみ |
| 北部地方振興事務所栗原地域事務所<br>県民サービスセンター          | 0228-22-2111 内線280                           | 6月・9月・12月・3月の<br>第3木曜日  |
| 東部地方振興事務所登米地域事務所<br>県民サービスセンター          | 0220-22-6111 内線294                           | 5月・8月・11月・2月の<br>第3火曜日  |
| 東部地方振興事務所県民サービスセンター<br>(※リモート相談のみ、要予約)  | 0225-95-1411 内線3040                          | 毎月第2・第4金曜日の<br>リモート相談のみ |
| 気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター<br>(※リモート相談のみ、要予約) | 0226-24-3186                                 | 毎月第2・第4金曜日の<br>リモート相談のみ |

